

広島県告示第九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十九年十一月二十二日までの間、縦覧に供する。

平成十九年十一月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道高屋河戸線	東広島市高屋町高屋堀四〇六一番一三地从先から 東広島市高屋町高屋堀四〇六一番一六地从先まで 東広島市河内町戸野字中野坪四人八番地从先から 東広島市河内町戸野字中野坪七二五〇番九地从先まで	平成十九年十一月 八日